



The 恵中

恵庭中学校 学校だより
No.2 令和 2年 6月 1日

*重点教育目標

「夢をはぐくみ、未来を切り拓く生徒の育成 ◇自立(自ら) ◇協働(他とともに) ◇創造(新たな価値)」

学校ホームページ <http://www10.schoolweb.ne.jp/swas/index.php?id=0120004>

今後に向けて踏み出そう!

今後の方向性について

5月17日(金)からの休校がやっと開け、学校再開となりました。今後は、標準となる授業時数を確保しながら確実に学習内容が履修できるよう工夫してまいりますので、ご安心ください。

- ◇年間の授業時数確保に向けて ⇒ 夏休み10日程度、秋休み2日の短縮、土曜授業の上乗せ
- ◇各行事
 - 体育大会 ⇒ 中止(別の体育的行事を検討中) 文化発表会 ⇒ 未定(形を変えて実施)
 - 宿泊学習、修学旅行 ⇒ 10月以降に延期して実施
 - 中体連・中文連等の大会・発表会、吹奏楽コンクール等 ⇒ 中止
 - 総合学習に関わる行事(訪問を伴うもの) ⇒ 中止(調べ学習等で代替を検討中)
- ◇テスト関係
 - 前期中間テスト ⇒ 中止(その後の3回の定期テスト及び単元テスト等を実施)
 - 標準学力検査 ⇒ 7月中旬頃に実施(1年生の知能検査も同様)
 - 全国学力・学習状況調査、全国体力運動能力等調査 ⇒ 中止
- ◇授業参観 ⇒ 当面行わない(ただし、説明会等を含む学年・学級懇談等を7月に実施)
- ◇PTA関係の会議 ⇒ 合同委員会を実施(①6/30、②7/16の予定)

※1) 休校中の課題については、そのものを提出・採点して評価に直結することはありませんが、6月以降の授業に向け、予習として配布していただきましたので、授業等で活用します。

※2) ICT(Zoom等)を使つての遠隔授業については、すぐに導入とはなりません、今後の情勢で対応も考えられますので、詳細なアンケートを行い状況を集約していきます。

2ヶ月近く遅くなりましたが、新たな生活様式での学校生活がスタートします。上に書いたように通常通りには実施できない行事等もありますが、できるだけ本来に近い形での学校生活へと復活させていきたいと考えています。そのためには、自粛という強制はなくても、1人1人が気をつけていかなければならないことや、自律的に取り組まなければならないこともあります。

まずは、4月当初に立ち戻って「**なりたい自分への挑戦!**」に向けて再スタートが切れるようにご家庭でも、子どもたちの計画づくりにご協力をお願いします。

早寝・早起き・朝ご飯

～ 規則正しい生活・食習慣を ～

5月の下旬から肌寒い気温が続いています。長い休校で生活リズムがずれている人も多いかと思います。休養・栄養・十分な睡眠を心がけ、豊かな心とたくましい身体をつくりましょう!

心と身体に配慮して再スタート

まず、1週目は学校生活に体を慣らすよう計画しています。休校中に、夜型になってしまった人には辛いかもしれませんが、通常授業を行いますので家庭でも昼寝ではなく早寝の推進をお願いします。これまでの6週間にわたる「異常な生活」を経験して心は悲鳴を上げているはずですが、意識していなくても、何かしらの変化があるものです。スクールカウンセラーの授業も1年生から順に実施し、相談室の方も予約の受付を再開します。希望する方(保護者も可)は担任または、学校への電話で申し込みをしてください。(電話32-3249担当:教頭) ※6月の相談室開設⇒8日(月)、22日(月)

また、道教委の教育相談窓口も利用可能です。 ※生徒、保護者ともに利用できます

「子ども相談支援センターTEL0120-3882-56 メール; doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp」

また、道德の時間などを活用して、新型コロナウィルスによる3つ（病気、不安、差別）の側面について学習するなど、不安の連鎖や身を守る気持ちが引き起こしてしまう心ない行動や言動についても取り上げていきます。

3つの柱	いじめ防止を実現するための基本方針	重点的な取り組み
1 いじめの未然防止 ○生徒の自主的な活動推進 ○積極的認知	○生徒一人一人が互いに尊重し高め合い、いじめを許さない集団を目指す (1)様々な教育活動を通じて道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図る (2)生徒が主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にしよう集団づくり (3)生徒の自主的な企画・運営による活動を促進し、「いじめを許さない」意識を醸成する (4)特に配慮が必要な生徒への特性を踏まえた適切な支援と周囲の生徒への組織的な指導 ○生徒からの「いじめのサイン」を見逃さず、確実に受け止め、迅速かつ組織的な対応を徹底する (1)日常的に生徒を観察しながら、保護者との連携を図り変化を把握しよう努める (2)生徒や保護者が悩みを括弧抗なく、いつでも相談できる体制の整備に努める (3)メール、LINE等によるネットいじめの加害・被害の立場にならないよう継続的な指導を行う	◇生徒と教職員、生徒相互の <u>温かい人間関係づくり</u> の構築 ◇生徒の <u>自己肯定感を育む授業実践</u> ◇生徒会を主体とした「いじめ防止」の取り組み (集会、標語作成等)
2 いじめの早期発見 ○いじめ定義明確化	○いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が抱え込まず、速やかに「校内いじめ防止委員会」を開催し、組織的に対応する (1)「いじめ防止委員会」の調査に基づき、解決に向けた対応方針を決定し、教職員の役割分担を明確にする（いじめ解消まで最低3ヶ月の対応） (2)被害生徒、加害生徒、周囲の生徒への支援・指導体制を組む (3)早期解決に向け、関係機関、保護者・地域関係者との協力体制を組む	◇「いじめ防止委員会」の体制整備を早急に行う ◇ <u>いじめを受けた生徒に寄り添い不安を取り除く</u> 体制を構築 ◇加害生徒の抱える問題や悩みにも目を向け、健全な人間関係を構築できるよう配慮する ◇ <u>保護者との連携を密に</u> とり、状況や学校の指導方針等を伝える
3 いじめへの措置 ○いじめ解消の判断基準 ○要配慮生徒に対する支援の必要性 ○組織的な対応を可能にする体制づくり ○重大事態への対応	★「いじめ防止委員会」は、校内におけるいじめ防止等の対策のための組織。 ★校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事・生徒指導部会長・学年主任・養護教諭・部活動指導に関わる教職員で構成。 必要に応じてスクールカウンセラーや他の機関、外部の専門家も加わる。 ★校内におけるいじめ防止等の取り組みに関すること、生徒・保護者からの相談内容の把握と対応に関すること等について協議する。 ★いじめが原因で子どもが命に係わること等、重大事態が発生した場合は、教育委員会との連携の下、関係機関と密接な連携を図りながら対応に当たる。	

1	月	午前日課 部活動ミーティング（放課後）
2	火	午前日課 午後⇒相談可
3	水	通常授業開始
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	ノーゲームデー
8	月	S C授業1-1, 2 相談室(午後) 代議・専門委員会
9	火	交通安全指導日
10	水	入部届終了 生徒会テレビ放送(朝) いじめアンケート
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	避難訓練 臨時代議員会 教育相談（～6/30）
16	火	二計測、視力・聴力検査 読書強調週間（～6/19）
17	水	職員会議
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	道民家庭の日 ノーゲームデー
22	月	S C授業1-3, 4, 5 相談室(午後)
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	諸費納入日
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	

右の説明は、コロナウィルス感染症が引き起こす「病気」「不安」「差別」のつながりで、各個人の心の中にある「不安」が、差別やいじめを生み出してしまう可能性へとつながります。先行きが見えず、薬やワクチンもないため不安を全く持たないことは無理ですが、正しい知識や見通しを持つことで不安は軽減できます。学校としては、そのような不安軽減に向けた情報発信を心がけていきます。ご協力をお願いします。

